

福島町議会の運営に関する基準の一部改正について

平成21年 3月 日

福島町議会の運営に関する基準の一部を改正する基準(案)

福島町議会の運営に関する基準（平成13年福島町議会基準第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 議会の呼称</p> <p><u>1 議会の呼称は会期ごとに順次回数を追って定例会、臨時会の別に（元号）〇年第〇回福島町議会定例会（臨時会）とし、暦年更新する。</u></p> <p>第2節 議会の招集</p> <p><u>2 定例会は、年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集されるのを通例とする。</u> （参照条文 福島町議会の定例会の招集時期を定める規則）</p> <p><u>3 議員の一般選挙があつたときは、任期起算日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのを通例とする。</u></p> <p><u>4 町長が議会を招集しようとするときは、あらかじめ議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）と協議し、招集告示をしたときは、その写しを添えて議長（事務局長）に通知される。</u></p> <p>【先例1】定例会は招集日の10日前まで、また、臨時会は招集日の5日前までに告示されるのが通例である。</p> <p>5 議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）は、町長から議会招集の通知を受理したときは、その旨（招集告示の写しを添付）を議員に通知する。</p> <p>第3節 告示依頼</p> <p><u>6 臨時会において、議員の発議する事件並びに請願（陳情）及び継続審査中の事件を付議するときは、議長から町長に対</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 議会の呼称</p> <p><u>1 定例会における本会議の呼称は、福島町議会定例会（ ）月会議とする。</u></p> <p><u>2 同一の月内に開催される定例に再開される以外の本会議の呼称は、その月の回数を記して、福島町議会定例会（ ）月第（ ）回会議とする。</u></p> <p>第2節 議会の招集 (削除)</p> <p><u>3 議員の一般選挙があつたときは任期起算日に議会構成のための初議会を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>【先例1】<u>定例に再開する本会議</u>は招集日の10日前まで、また、<u>定例に再開する以外の本会議</u>は招集日の5日前までに<u>通知する</u>。 (削除)</p> <p>第3節 <u>会議の周知</u></p> <p><u>4 会議の開催にあたっては、町民に会議内容等を周知するものとし、町内の公共機関等に掲示する。</u></p>

し、告示を依頼する。ただし、開会中に急施を要する事件があるときは、この限りでない。

第4節 参集

7 (略)

【先例1】定例会及び臨時会の参集時間は、原則として開議時間15分前を通例とする。

8～9 (略)

【先例1】閉会中においても、議会外の用務のため7日間以上町を離れるときは議長に通知する。

10～12 (略)

第6節 会期

13 会期はあらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。

14 会期の延長は、会期終了の当日議決する。

【先例1】会期の延長を議決したときは、当日の欠席議員に通知する。

15 会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。

第7節 議会の開閉

16 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。

17～20 (略)

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

21 議員提出議案(条例、会議規則、意見書、決議等)は、会期ごとに発議第○号、意見書案第○号、決議案第○号と一連番号を付ける。

22 町長提出議案及び諮問等は、会期ごとに、議案第○号及び諮問第○号等と、その種別により一連番号を付ける。

参考

議案等の提出は、次の例示による。

1 (略)

2～8 (略)

【先例1】8の報告の()内の等とは、議会に報告(提出)を義務付けられた次のものをいい、これは、議長の諸般の報告で行なう場合もある。

①～③ (略)

第4節 参集

5 (略)

【先例1】定例に再開する本会議及び定例に再開する以外の本会議の参集時間は、原則として開議時間30分前を通例とする。

6～7 (略)

【先例1】休会中においても、議会外の用務のため7日間以上町を離れるときは議長に通知する。

8～10 (略)

第6節 本会議の審議日数

11 本会議の審議日数はあらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。

12 審議日数の延長は、会議終了の当日議決する。

【先例1】審議日数の延長を議決したときは、当日の欠席議員に通知する。

13 審議日数及び審議日数の延長は、期間及び日数を議決する。

第7節 議会の開閉

14 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会議の終了により閉会となる。

15～18 (略)

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

19 議員提出議案(条例、意見書、決議等)は、本会議ごとに発議第○号、意見書案第○号、決議案第○号と一連番号を付ける。

20 町長提出議案及び諮問等は、本会議ごとに、議案第○号及び諮問第○号等と、その種別により一連番号を付ける。

参考

議案等の提出は、次の例示による。

1 (略)

2 委員会提出議案 発委第○号

3～9 (略)

【先例1】9の報告の()内の等とは、議会に報告(提出)を義務付けられた次のものをいい、これは、議長の諸般の報告で行なう場合もある。

①～③ (略)

④ 健全化判断比率の報告

⑤ 資金不足比率の報告

⑥ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

23 (略)

【先例1】議案等の写しの各議員に対する送付は、定例会においては招集日の7日前まで、臨時会においては招集日の3日前までに行なわれるのが通例である。ただし、やむを得ない事情により期日までに送付できない議案(人事案件等を含む)は、議案提案日までに送付することができるものとする。

24 (略)

25 (略)

【先例1】各団体等から要請のある意見書等は、定例会の直近において開催される所管の委員会において取扱いを協議し、対応を必要とした案件について定例会前の議会運営委員会に諮るものとする。

【先例2】 (略)

26 (略)

【先例1】 (略)

【先例2】人事案件を含む重要な案件については、あらかじめ正副議長・正副委員長会議に諮るものとする。

27 (略)

28 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議規則に規定するもの以外は、申し立てできない。

29 (略)

第4節 議案等の撤回及び訂正

30 議会が受理した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者から文書により請求する。

31 (略)

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配付

32 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 会期の決定及び延長

(4)～(14) (略)

(15) 委員会の閉会中の継続審査又は調査

(16)～(22) (略)

(23) 閉会中の正・副議長、議員の出張承認

(24)～(25) (略)

【先例1】定例会ごとに町長が行なう行政報告は、その写しを報告をする事前(当日)に、議員に対し配付する。

⑦ まちづくり条例・議会基本条例に基づく行政評価及び事務事業評価の報告

21 (略)

【先例1】議案等の写しの各議員に対する送付は、定例に再開する本会議においては招集日の7日前まで、定例に再開する以外の本会議においては招集日の3日前までに行なわれるのが通例である。ただし、やむを得ない事情により期日までに送付できない議案(人事案件等を含む)は、議案提案日までに送付することができるものとする。

22 (略)

23 (略)

【先例1】各団体等から要請のある意見書等は、定例に再開する本会議の直近において開催される所管の委員会において取扱いを協議し、対応を必要とした案件について定例に再開する本会議前の議会運営委員会に諮るものとする。

【先例2】 (略)

24 (略)

【先例1】 (略)

【先例2】人事案件を含む重要な案件については、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。

25 (略)

26 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議条例に規定するもの以外は、申し立てできない。

27 (略)

第4節 議案等の撤回及び訂正

28 議会が受理した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者が文書により要請する。

29 (略)

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配付

30 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 審議日数の決定及び延長

(4)～(14) (略)

(削除)

(15)～(21) (略)

(削除)

(22)～(23) (略)

【先例1】定例に再開する本会議ごとに町長、教育長等が行う行政報告は、その写しを事前(当日)に、議員に対し配付する。

<p>33 (略)</p> <p>34 一般選挙後の最初の議会における議事日程については、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 会期の決定</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p> <p>35~53 (略)</p> <p>第2節 諸般の報告</p> <p>54 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行なう。</p> <p>[報告事項例示]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 閉会中の副議長、議員の辞職許可報告</p> <p>(3) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 閉会中の継続審査(調査)及び所管事務調査等の申し出</p> <p>(15) ~ (16) (略)</p> <p>55~68 (略)</p> <p>69 常任委員長の報告は、委員会条例第2条に規定する順序による。</p> <p>70~82 (略)</p> <p>第2節 一般質問</p> <p>83 一般質問は、会期の始めに行なう。</p> <p>84 一般質問の通告は、原則として定例会招集日の7日前までに行う。</p> <p>なお、通告にあたっては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。</p> <p>85~93 (略)</p> <p>第7章 質疑・討論及び表決</p> <p>第1節 質疑</p> <p>94 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議規則の定める回数(原則3回)とする。</p> <p>95~98 (略)</p> <p>99 法及び会議規則に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会期延長の議決</p> <p>(3) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 会議規則の疑義に関する決定</p> <p>(13) (略)</p> <p>(参考)法及び会議規則に規定されているもの</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p>	<p>31 (略)</p> <p>32 一般選挙後の最初の議会における議事日程については、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 審議日数の決定</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p> <p>33~51 (略)</p> <p>第2節 諸般の報告</p> <p>52 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行なう。</p> <p>[報告事項例示]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) ~ (12) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(14) ~ (15) (略)</p> <p>53~66 (略)</p> <p>67 常任委員長の報告は、会議条例第111条に規定する順序による。</p> <p>68~80 (略)</p> <p>第2節 一般質問</p> <p>81 一般質問は、定例に再開する本会議の始めに行う。</p> <p>なお、夜間、休日等を開催する本会議でも行うことができる。</p> <p>82 一般質問の通告は、原則として定例に再開する本会議招集日の7日前までに行う。</p> <p>なお、通告にあたっては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。</p> <p>83~91 (略)</p> <p>第7章 質疑・討論及び表決</p> <p>第1節 質疑</p> <p>92 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議条例の定めにより制限しない。</p> <p>93~96 (略)</p> <p>97 法及び会議条例に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審議日数の延長</p> <p>(3) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 会議条例の疑義に関する決定</p> <p>(13) (略)</p> <p>(参考)法及び会議条例に規定されているもの</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p>
---	--

100～103 (略)

104 (略)

【先例1】(略)

105～116 (略)

117 委員会に付託された審査又は調査事件を、**閉会中**もなお継続して行おうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。

なお、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで**閉会中**もこれを行う旨の議決をすることもできる。

118～125 (略)

126 **同一**会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。

127 (略)

128 **閉会中**の継続審査に付された請願について、取下げの申し出があつたときは、議長は所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において、許可を求める。

129 (略)

第10章 辞職

130 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。

(1) 議長の場合

議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、**閉会中又は**欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(3) (略)

131～136 (略)

98～101 (略)

102 (略)

【先例1】(略)

【先例2】議長の起立者の多少の認定による宣告は、少数となるそれぞれの議員番号を呼称し、その後の可否認定の宣告文は、次のとおりとする。

(1) 起立全員の場合 「起立全員であり、議案第 号は、可決いたしました。」

(2) 起立多数の場合 「 番、 番を除いて起立多数であり、議案第 号は可決いたしました。」

(3) 起立少数の場合 「 番、 番を除いて起立少数であり、議案第 号は否決いたしました。」

(4) 起立がない場合 「起立がなく、議案第 号は否決いたしました。」

103～114 (略)

115 委員会に付託された審査又は調査事件を、**休会中**もなお継続して行おうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。

なお、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで**休会中**もこれを行う旨の議決をすることもできる。

116～123 (略)

124 **定例に再開する本会議及び定例に再開する以外の本会議の**会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。

125 (略)

126 **休会中**の継続審査に付された請願について、取下げの申し出があつたときは、議長は所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において、許可を求める。

127 (略)

第10章 辞職

128 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。

(1) 議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(3) (略)

129～134 (略)

第12章 議会運営委員会

137 (略)

【先例1】議会運営委員会は原則として、定例会にあつては招集日の5日前(閉庁日を含む)まで、臨時会にあつては招集日の前日又は当日開催する。

【先例2】 (略)

138 (略)

139 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

I 議会の運営に関する事項

- (1) 会期及び会期延長の取扱い
- (2) 会期中における会議日程
- (3) ～ (7) (略)
- (8) 議会の施設の取扱い(議員控室、委員会室、傍聴席等)
- (9) ～ (13) (略)
- (14) 委員会の閉会中の継続審査(又は調査)の取扱い

(15) ～ (24) (略)

【先例1】 (略)

II 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(1) 会議規則、委員会条例の制定、改正

(2) ～ (3) (略)

III 議長の諮問に関する事項

- (1) (略)
- (2) 傍聴規則の制定、改正

(3) ～ (8) (略)

140 (略)

【先例1】定例会の運営に関し、議会運営委員会における決定事項が議長へ報告されたときは、議長は速やかに文書をもって議員に周知する。

【先例2】 (略)

141～143 (略)

第14章 全員協議会

144 議長は、議会の運営その他について必要があると認められるときは、全員協議会を開くことができる。

第12章 議会運営委員会

135 (略)

【先例1】議会運営委員会は原則として、定例に再開する本会議にあつては招集日の5日前(閉庁日を含む)まで、定例に再開する以外の本会議にあつては招集日の前日又は当日開催する。

【先例2】 (略)

136 (略)

137 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

I 議会の運営に関する事項

- (1) 審議日数及び審議日数延長の取扱い
- (2) 本会議における会議日程
- (3) ～ (7) (略)
- (8) 議会の施設の取扱い(議員控室、委員会室、参画席等)
- (9) ～ (13) (略)

(削除)

(14) ～ (23) (略)

【先例1】 (略)

II 議会の会議条例等に関する事項

(1) 会議条例の制定、改正

(2) ～ (3) (略)

III 議長の諮問に関する事項

- (1) (略)
- (2) 議会への参画を奨励する規則の制定、改正
- (3) ～ (8) (略)

138 (略)

【先例1】定例に再開する本会議の運営に関し、議会運営委員会における決定事項が議長へ報告されたときは、議長は速やかに文書をもって議員に周知する。

【先例2】 (略)

139～141 (略)

第14章 全員協議会

142 全員協議会は議長が主宰する。

143 全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、議長が必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

144 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

145 議長は、町長その他必要があると認めるものに対し、全員協議会への出席を求める

【先例 1】 (略)
145~146 (略)

第 16 章 その他
147~152 (略)

ことができる。

146 その他、全員協議会の運営に関して必要な事項は、議長が全員協議会に諮って決定する。

【先例 1】 (略)

147~148 (略)

第 16 章 議会白書

149 議員の名簿、構成、議会運営や会議の開催状況等をまとめた議会の概要及び開かれた議会づくりの足どりや取り組み事項及び議会、議員の評価等をまとめた開かれた議会づくりの概要を年度のはじめに作成し、これを公表する。

2 議会白書、議会の評価及び議員の評価について必要な事項は、別に要綱で定める。

第 17 章 議会・議員の評価

第 1 節 議会の評価

150 議会の評価については、評価の目的、評価方法や評価の項目毎に議会運営委員会において評価し、これを公表する。

第 2 節 議員の評価

151 議員の評価については、評価の指針や選挙の公約などを基本とし、議員個々が1年間の議会、議員活動の取り組みを評価し、これを公表する。

第 18 章 その他

152~157 (略)

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。